

2026 監事 4
令和 8 年 6 月 10 日

国立研究開発法人海洋研究開発機構
理事長 河村 知彦 殿

監事 菊池 聡

監事 三尾 美枝子
(公印省略)

令和 7 事業年度監事監査の結果（通知）

令和 7 事業年度監事監査実施計画に基づき実施した令和 7 事業年度監事監査の結果について、監事監査要綱第 6 に基づき別添のとおり通知します。

令和 7 事業年度監事監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 19 条第 4 項及び同法第 38 条第 2 項の規定に基づき、国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下「機構」という。）の令和 7 事業年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）における業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）及びこれらの附属明細書）並びに決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

私たち監事は、令和 7 事業年度監事監査実施計画に基づき、理事長、理事、内部監査部署、業績評価部署、コンプライアンス及び不正防止計画推進部署その他の職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、役職員等から職務執行の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、横須賀本部及び各拠点において、業務、財産の状況並びに主務大臣に提出する書類を調査した。

さらに、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務執行が、通則法、個別法その他関係法令に適合することを確保するための体制及びその他機構の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について、役職員等から整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

特に、令和 7 事業年度においては、重点監査事項として経済安全保障関連事項を取り上げ、①重要技術及び重要情報の取扱い並びに機微研究開発の管理状況、②技術流出及び情報漏洩防止策の実施状況、③最新の関連情勢及び関連法令の把握状況について確認を行った。

また、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）並びに事業報告書の検証に当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、適切な監査を実施しているかについて監視及び検討を行うとともに

に、会計監査人から職務執行の状況について報告を受け、財務諸表等の監査結果について説明を受けた。加えて、会計監査人から会社計算規則第131条に定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項について通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、機構の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等について監査を実施した。

Ⅱ 監査結果

1. 業務実施状況

機構の業務は、法令等に従い適正に実施されている。また、今年度は中長期計画の最終年度であるが、業務は効果的かつ効率的に実施され、当初定められた目標の着実な達成が図られているものと認める。

令和5年度に策定された「理事長マニフェスト」に基づく「次期中長期計画に向けた理事長メッセージ」及び「JAMSTECの基本サイクル」の考え方が浸透し、研究開発、技術開発及び運用に加え、事務部門の重要性が明確に示されている。これにより、社会との連携を強化した事業が推進され、成果が着実に現れていることを確認した。

また、予算執行については、昨年度に引き続き、国際情勢の不安定化に伴う原油・エネルギー価格の高騰及び円安の影響を受けつつも、計画的に実施されていることを確認した。執行状況については、年度当初より予算担当部署による業務執行達成状況のモニタリングが継続的に実施され、適切な執行管理が行われていることを確認した。さらに、令和7年度に繰り越された補正予算についても、予算管理関係部署と執行担当部署との連携が図られ、適正に執行されていることを確認した。

重点監査事項としていた経済安全保障関連事項については、担当部署により全職員を対象とした制度説明、教育及び研修が実施されていることを確認した。また、安全保障輸出管理、外国資本・外国組織との関係性の透明化並びに外国人研究者及び研究生の適正な管理等について、基本的な考え方の共有及び理解の醸成が図られていることを確認した。

産業連携の推進状況については、産業界との定期的な意見交換や、機構を介した民間企業間の連携支援の機会創出に加え、起業支援に向けた具体的方策の発信が行われており、研究成果の実用化促進が図られていることを確認した。また、機構のブランド価値を企業活動における信頼性向上につなげる取組が実施され、双方に有益な成果が創出されていることを確認した。さらに、海洋に関する STEAM 教育事業を拡大・推進し、社会とのインターフェース強化に係る実績を伸ばしていることを確認した。

外部資金によるプロジェクトについては、進捗段階においてそれぞれの目標達成及び成果発信を図りつつ、計画的に推進されていることを確認した。また、対応職員は運営費交付金による本務業務を兼務しており、本務との業務負担の調整を図りながら対応している。

機構全体の業務を俯瞰すると、人的資源には限りがあることから、職員配置については、職員の適性及び将来性を踏まえるよう検討が継続されている。特に事務部門においては、JAMSTEC の基本サイクルを支える事務機能を維持・向上させるため、経験豊富な中途採用者及び優秀な新卒者を確保するための採用体制の検討や、定年延長を踏まえたシニア人材の有効活用を含めた人的資源の確保が必要である。

2. 内部統制システム及び運用状況

業務方法書に基づく内部統制システムの運用及び理事長によるマネジメントについて、指摘すべき重要な事項は認められない。

令和 7 年度の重点監査事項である経済安全保障への対応については、担当部署により、「研究セキュリティ確保に関する取組のための手順書」（令和 7 年 12 月内閣府 研究セキュリティと研究インテグリティの確保に関する有識者会議）及び機構の研究開発に係る重要な情報等の管理に関する規程等に基づく所内説明が適切に実施されており、組織全体として認識共有が図られていることを確認した。

また、公的研究費に係る不正防止については、文部科学省のガイドラインに基づき、「研究倫理教育計画」及び「競争的研究費等の研究資金に係る不正防止計画」等を策定し、コンプライアンス教育の理解促進及び知識定着を目的とした取組を実施しており、適切に運用されていることを確認した。

情報セキュリティについては、新たな多重防御構造を導入するなど、システム運用、組織体制及びマネジメントの強化を継続的に実施するとともに、全職員を対象とした教育研修、自己点検並びに政府統一基準改訂に伴う規程類の見直しを実施していることを確認した。

3. 役員の職務執行に関する違法又は不当な行為

役員の職務執行に関し、不正行為又は法令等に違反する重大な事実とは認められない。

4. 財務諸表等についての意見

財務諸表等は、必要な事項を適正に表示しており、その内容は妥当であると認める。

また、会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。さらに、会計監査人の職務遂行が適正に行われることを確保するための体制についても、相当であると認める。

5. 業務実績等報告書及び事業報告書についての意見

中長期計画に基づく研究の着実な進展、目標達成の状況及び効率的な事務運営の実施状況については、自己評価会議への出席並びに業務実績等報告書等の確認を通じて、適正な業務運営が行われていること及び理事長による自己評価決定手続が適正に実施されたことを確認した。

令和7年度事業報告書は、法令等に従い、機構の状況を正しくかつ図表、写真を多用し分かりやすく示しているものと認める。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

1. 役員報酬及び職員給与について

役員報酬については、職務内容の特性、業務実績並びに他法人及び民間企

業との比較等を総合的に勘案すると、その水準は妥当であると認める。また、職員の給与水準についても、業務実績及び勤務成績等が適切に反映されており、妥当であると認める。

なお、役職員の報酬及び給与等については、機構ホームページにおいて適切に公表されていることを確認した。

2. 契約の適正化について

随意契約の適正化を含む契約状況については、「契約監視委員会」において適時かつ適切に点検が行われており、公平性及び透明性が確保された合理的な調達の実施されていることを確認した。

また、「令和7年度調達等合理化計画」については、計画策定時の点検、実施状況の点検及び自己評価結果の点検を実施し、当該計画が着実に遂行されたことを確認した。なお、「契約監視委員会」の審議概要については、機構ホームページにおいて適切に公表されていることを確認した。

3. 保有資産の見直しについて

保有資産の見直しについては、管理の合理化を含め、適正に実施されていることを確認した。

令和8年6月10日

国立研究開発法人 海洋研究開発機構

監 事 菊 池 聡

監 事 三 尾 美 枝 子